別表１　　日常生活用具給付種目等　　R8.4.1改正

種　　目		障害及び程度	対象年齢	基準額（円） 【費用限度額】	性　　能　　等	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	・下肢又は体幹機能障害２級以上 ・難病等で寝たきりの状態にある者	18歳以上	154,000	腕、脚等の訓練できる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害１級（常時介護を要する者に限る。）	18歳以上	19,600	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5
		下肢又は体幹機能障害２級以上	3歳以上18歳未満			
		・重度又は最重度の知的障害者（児） ・難病等で寝たきりの状態にある者	3歳以上			
	特殊尿器	・下肢又は体幹機能障害１級以上（常時介護を要する者に限る。） ・難病等で自力で排尿できない者	学齢児以上	67,000	尿が自動的に吸引されるもので、障害者（児）又は介護者が容易に使用できるもの。	5
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上　（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	3歳以上	82,400	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5
	体位変換器	・下肢又は体幹機能障害２級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。） ・難病等で寝たきりの状態にある者	学齢児以上	15,000	介助者が障害者（児）の体位を変換するに当たって、容易に使用できるもの。	5
	移動用リフト	・下肢又は体幹機能障害２級以上 ・難病等で下肢又は体幹機能に障害のある者	3歳以上	159,000	介助者が障害者（児）を移動させるにあたって、容易に使用できるもの。（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	4
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害２級以上	3歳以上　18歳未満	33,100	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	5
	訓練用ベッド	・下肢又は体幹機能障害２級以上	学齢児以上18歳未満	159,200	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8
		・難病等で下肢又は体幹機能に障害のある者	学齢児以上			
	浴槽	・下肢又は体幹機能障害２級以上 ・難病等で寝たきりの状態にある者	3歳以上	50,000	介助者が障害者（児）を入浴させるにあたって、折り畳み式又は空気式等により容易に移動できるものであって、取水又は排水のための工事を伴わないもの。	5
自立生活支援具	入浴補助用具	・下肢又は体幹機能障害を有する者であって、入浴に介助を必要とする者 ・難病等で入浴に介助を要する者	3歳以上	90,000	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8

種　　目		障害及び程度	対象年齢	基準額（円） 【費用限度額】	性　　能　　等	耐用年数
自立生活支援具	便器 （ﾎﾟｰﾀﾌﾞﾙﾄｲﾚ）	・下肢又は体幹機能障害２級以上 ・難病等で常時介護を要する者	学齢児以上	4,450	障害者（児）が容易に使用できるもの。手すりを設ける場合は、5,400円の範囲内で必要な額を加えるものとする。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者であって、つえの使用により歩行機能が補完される者	—	4,200	十分な強度を有する木材又は軽金属を主体とした一本杖	3
	移動・移乗支援用具	・平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者であって、家庭内の移動等において介助を必要とする者 ・難病等で下肢が不自由な者	3歳以上	60,000	障害者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具である手すり、スロープ等。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8
	頭部保護帽	・平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害 ・てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者（児）・精神障害者（児）	—	36,750	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3
	特殊便器	・上肢障害２級以上 ・重度又は最重度の知的障害者（児）であって、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者。 ・難病等で上肢機能に障害のある者	学齢児以上	151,200	足踏ペダルやボタンにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8
	火災警報器	障害程度２級以上、重度若しくは最重度の知的障害者（児）又は精神障害者（児）（いずれも火災発生の感知・避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	—	15,500	室内の火災を、煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8
	自動消火器	・障害程度２級以上、重度若しくは最重度の知的障害者（児）又は精神障害者（児）（いずれも火災発生の感知・避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） ・難病患者等（火災発生の感知・避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	—	28,700	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し初期火災を消化し得るもの。	8

種　　目		障害及び程度	対象年齢	基準額（円） 【費用限度額】	性　　能　　等	耐用年数
自立生活支援具	電磁調理器	・視覚障害２級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯） ・重度又は最重度の知的障害者	18歳以上	41,000	視覚障害者、知的障害者が容易に使用できるもの。	6
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上	学齢児以上	7,000	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの。	10
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級以上（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	18歳以上	屋内信号装置 87,400 ｻｳﾝﾄﾞﾏｽﾀｰ 36,100 目覚時計 15,300 屋内信号灯 17,800	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10
	暗所視支援眼鏡	・視覚障害を有する者であって、医師意見書により必要性が認められる者 ・難病等により視覚障害を有する者で、医師意見書により必要性が認められる者	学齢児以上	434,500	障害者（児）が容易に使用できるもの。	8
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害３級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	3歳以上	51,500	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5
	ネブライザー（吸入器）	・呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者 ・難病等で呼吸器機能に障害のある者	—	36,000	障害者（児）又は介助者が容易に使用できるもの。	5
	電気式たん吸引器	・呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者 ・難病等で呼吸器機能に障害のある者	—	56,400	障害者（児）又は介助者が容易に使用できるもの。	5
	人工呼吸器用非常用電源	・呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者 ・難病等で呼吸器機能に障害のある者	—	100,000	障害者（児）又は介護者が容易に使用できる人工呼吸器用自家発電機・外部バッテリー・家庭用蓄電池等。	5

種　　目		障害及び程度	対象年齢	基準額（円） 【費用限度額】	性　　能　　等	耐用年数
在宅療養等支援用具	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	・呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、人工呼吸器の装着が必要な者 ・難病等で人工呼吸器の装着が必要な者	―	157,500	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者（児）が容易に使用できるもの。	5
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	18歳以上	17,000	障害者が容易に使用できるもの。	10
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害２級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	学齢児以上	9,000	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの。	5
	盲人用体重計	視覚障害２級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	18,000	視覚障害者が容易に使用できるもの。	5
	盲人用血圧計（音声式）	視覚障害２級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	15,000	視覚障害者が容易に使用できるもの。	5
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声・言語機能障害者（児）又は肢体不自由者（児）であって、発声発語に著しい障害を有する者	学齢児以上	98,800	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用できるもの。	5
	情報・通信支援用具（PC周辺機器等）	視覚障害2級以上又は上肢機能障害2級以上で、周辺機器等を使用しなければ情報機器（パーソナルコンピュータ等）の操作が困難な者	学齢児以上	100,000	パーソナルコンピュータ、スマートフォン等情報端末の使用を補助する機能を有した周辺機器及びアプリケーションソフト等であって、障害者（児）が容易に使用できるもの。	5
	点字ﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲ	視覚障害２級以上の障害者であって、必要と認められる者	中学生以上	383,500	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6
	点字器	視覚障害２級以上	―	10,400 （両面書用）	点字用紙をはさんで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの。	7
				7,200 （片面書用）		5
	点字タイプライター	視覚障害２級以上（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	―	63,100	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの。	5
	ﾃｰﾌﾟﾚｺｰﾀﾞｰ等	視覚障害２級以上	学齢児以上	23,000	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの。	6
	視覚障害者用ﾎﾟｰﾀﾌﾞﾙﾚｺｰﾀﾞｰ	視覚障害２級以上。ただし、既に盲人用テープレコーダーの給付を受け、給付日より２年に満たない者は、原則として対象外とする。	学齢児以上	85,000	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、ＤＡＩＳＹ方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用できるもの。	6
				35,000	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、ＤＡＩＳＹ方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用できるもの。	

種　　目		障害及び程度	対象年齢	基準額（円） 【費用限度額】	性　　能　　等	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上	学齢児以上	99,800	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用できるもの。	6
	視覚障害者用読書器	視覚障害を有する者であって、本装置により文字等を理解することが可能となる者	学齢児以上	238,000	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せる又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの。	8
	盲人用時計	視覚障害２級以上。なお、音声式は、手指の感触に障害がある等のため触読式の使用が困難な者を原則とする。	中学生以上	10,300 （触読式）	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの。	10
				13,300 （音声式）		
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は音声言語機能障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡時の手段として必要と認められる者	学齢児以上	45,000	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者（児）が容易に使用できるもの。	5
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害を有する者であって、本装置によりテレビの視聴が可能となる者	—	88,900	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)が容易に使用できるもの。	6
	人工喉頭	音声・言語機能障害者（児）で、喉頭摘出等により音声機能を喪失した者	—	8,343 （笛式）	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。	4
				72,203 （電動式）	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	5
	地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障害２級以上	学齢児以上	29,000	地上デジタル放送を受信できるもので、障害者（児）が容易に使用できるもの。	6
排泄管理支援用具	ストマ用装具 (ストマ用品)	ストマ造設者	—	9,460 （蓄便袋）	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋及びストマ用品(13品目)	—
				12,430 （蓄尿袋）	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は尿処理用のキャップ付及びストマ用品(13品目)	—
	紙おむつ等	・高度の排便又は排尿機能障害 ・脳原性運動機能障害を有し、かつ、意思表示が困難な者	3歳以上	12,816	紙おむつ、脱脂綿、サラシ、ガーゼ、浣腸装具	—

種　　目		障害及び程度	対象年齢	基準額（円） 【費用限度額】	性　　能　　等	耐用年数
排泄管理支援用具	収尿器	肢体不自由で高度の排尿機能障害を有する者	―	7,700 （男性用・普通型）	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけたもの。	1
				5,700 （男性用・簡易型）		
				8,500 （女性用・普通型）		
				5,900 （女性用・簡易型）		
	排泄予測支援機器	身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けており、尿意を感じることが困難等、医師意見書により必要性が認められる者。	学齢児以上	99,000	膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を本人又は介護を行うものに通知するもの。	5
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	・下肢若しくは体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）３級以上の者（特殊便器への取替えの場合は上肢障害２級以上） ・難病等で下肢又は体幹機能に障害のある者	学齢児以上	200,000	障害者（児）の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。 ただし、給付に要した費用が基準額に満たないときは、当該基準額に達するまで当該用具の給付対象とする。	―

※　上記の日常生活用具給付対象者は、在宅であることを要件とする。ただし、自立支援生活用具の内の「Ｔ字状・棒状のつえ」と「頭部保護帽」、情報・意思疎通支援用具の内の「点字器」と「人工喉頭」及び排泄管理支援用具については、在宅以外（入院や施設入所）も給付対象とすることができる。